

防災訓練実施結果報告書

平成 27 年 4 月 10 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京都品川区東品川二丁目2番4号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 田窪 昭

(担当者

所属 熊取事業所 業務管理部 総務グループ

電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 熊取事業所 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 950 番地
防災訓練実施年月日	平成 27 年 2 月 2 日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	震度 6 強の大地震発生に伴う核燃料物質の飛散、破損した建屋壁面からの放出により、原子力災害対策特別措置法第 15 条に至る原子力災害を想定
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	(1) 避難誘導訓練 (2) 通報訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 緊急時除染・搬送訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり。
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙のとおり。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

総合訓練結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は「原子燃料工業株式会社熊取事業所 原子力事業者防災業務計画」第2章第7節に基づき、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施したものである。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

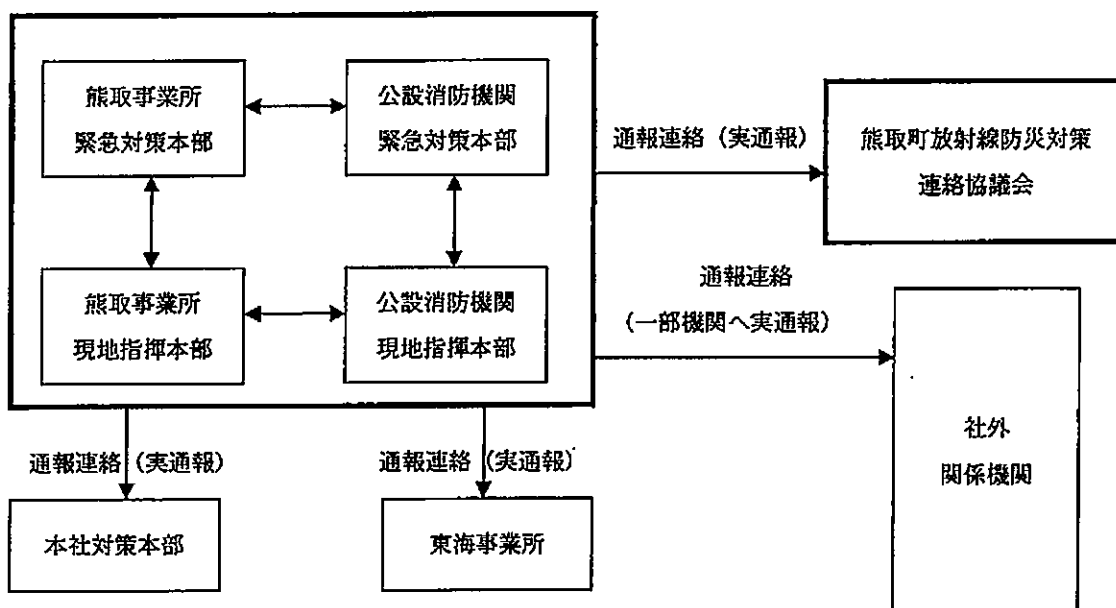
- ・ 避難誘導訓練：平成27年2月2日（月）11時00分～11時30分
- ・ 緊急時対策訓練：平成27年2月2日（月）13時15分～15時30分

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社熊取事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

訓練参加者以外の社員（有識者）から評価者4名を選任し、第三者の観点で緊急時における対応状況を検証し評価した。また、訓練終了後には、訓練参加者による反省会を実施し、訓練内容を評価するとともに、改善点の抽出を行った。

(3) 参加人数

167名（①社員139名（当日の在籍者ほぼ全員）、②協力会社5名、
③地元公設消防機関19名、④熊取町放射線防災対策連絡協議会4名）

4. 原子力災害想定概要

震度6強の大地震発生に伴う外部電源喪失を起因事象とし、原災法第15条報告事象に至った非常事態を想定した。

詳細は以下の通り。

- ・ 南海トラフ巨大地震発生により、熊取事業所内震度計で震度6、加速度350ガルを記録。
- ・ 設備トラブル及び建屋倒壊による、非常用発電機の起動が不可（全交流電源喪失状態）。
- ・ 加工工場内（第1種管理区域）において、核燃料物質投入中であつた設備の一部が、大地震の影響で破損、設備内から核燃料物質粉末が漏えい。
- ・ 加工工場の壁面及び防護扉の一部が、大地震の影響で破損、核燃料物質粉末が建屋外へ継続的に漏えい。
- ・ 加工工場の破損部周辺の放射線モニタリングにより、放射能濃度の継続的な上昇が判明。
- ・ 原災法第10条通報基準から第15条報告基準に進展（原子力緊急事態）。
- ・ 加工工場内（第1種管理区域）において、要救護者（3名）が発生。
- ・ 加工工場の応急措置完了、放射能濃度の低下確認、要救護者の救出・救護完了及び非常用発電機の運転再開を以って非常事態終息を判断。

5. 防災訓練の項目

総合訓練（緊急対策本部運営訓練）

6. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 通報訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 緊急時除染・搬送訓練（公設消防機関との合同訓練）
- (5) その他（熊取町放射線防災対策連絡協議会での無線通信連絡訓練等）

なお、防災訓練はシナリオ提示型で実施した。

7. 訓練結果の概要

- (1) 避難誘導訓練
 - ・ 地震発生に伴う協力会社作業員を含む所員の避難誘導訓練を実施。
- (2) 通報訓練
 - ・ 地震発生に伴う原災法における警戒事象の連絡を実施。
 - ・ 原災法第10条特定事象発生及び15条原子力緊急事態発生に伴う社内外関係機関への通報を実施。
 - ・ 特定事象の応急措置概要（加工工場建屋破損部分の修復及び非常用発電設備の復旧等、ただし、訓練では模擬報告）について、原災法第25条報告を関係機関へ実施。
 - ・ 上記、通報・連絡は一部実連絡で実施。
- (3) モニタリング訓練
 - ・ 加工工場建屋破損部分周辺での放射線モニタリング、気象観測データ及びモニタリングポストの値などにより、モニタリング評価を実施。
- (4) 緊急時除染・搬送訓練
 - ・ 加工工場内（第1種管理区域）において、要救護者（3名）が発生し、地元公設消防機関と合同で、加工工場からの救出、救護を実施。
 - ・ 現地指揮本部を設置し、緊急対策本部との情報共有を逐次実施。
 - ・ 要救護者の救出、救護では、公設消防機関の救助活動に係る放射線危険区域等の設定を共同で実施。
 - ・ 要救護者1名が汚染の可能性ありとして、除染を実施。
 - ・ 除染完了後、公設消防機関隊員及び熊取事業所緊急対策本部員共同による汚染拡大防止策を施した緊急車両にて医療機関への搬送（ただし、訓練では事業所外への搬送まで）を実施。
 - ・ 上記訓練は、新たな取り組みとして実施した項目。

(5) その他

- ・ 熊取町放射線防災対策連絡協議会での専用無線による通信連絡訓練を実施。
- ・ 事業所内で核燃料物質漏えいに伴い、協議会への人的及び放射線防護具の支援要請を実施。
- ・ 緊急対策本部内での確実な情報共有を図ることを目的とした専用用紙を準備し使用。
- ・ 上記訓練は、新たな取り組みとして実施した項目。

8. 訓練の評価

(1) 地震発生に伴う、在所要員の迅速な避難誘導

- ・ 訓練実施にあたり当初設定していた、避難、点呼及び報告完了に係る時間目標に対し、満足していることが確認できた。

(2) 警戒事象、特定事象発生時及び原子力緊急事態発生時の的確な通報連絡

- ・ 警戒事象、原災法10条特定事象発生及び15条の原子力緊急事態発生時における通報連絡が直ちに的確に行われた。
- ・ 訓練実施にあたり当初設定していた、事象発生から社内外関係機関への通報連絡に係る時間目標に対し、満足していることが確認できた。

(3) モニタリング等の応急復旧措置の円滑な実施

- ・ モニタリング及び汚染拡大防止などの応急復旧措置について、事象進展に応じた指示・報告が円滑に実施できた。

(4) 新たな取り組みとして実施した項目

- ・ 地元公設消防機関と合同で実施した緊急時除染・搬送訓練について、被災現場付近に現地指揮本部を設置し、消防機関の救助活動に係る放射線危険区域等の設定、現地指揮本部と緊急対策本部との情報共有、救出・救護及び除染作業が的確に実施されたことが確認できた。
- ・ 熊取町放射線防災対策連絡協議会での無線通信連絡訓練について、専用無線を使用した協議会参加事業者間での情報共有が実施されたことを確認した。

9. 前年度までの改善点の取り組み

(1) 緊急対策本部長の負担軽減のため副本部長との役割分担の明確化

- ・ 緊急時対策に係る指示・命令は本部長、情報の集約は副本部長等、それぞれの役割分担を明確にし、本部長の負担軽減に取り組んだ。

(2) 緊急時情報共有システム運用について情報入力の正確性及び迅速性の向上

- ・ 防災組織の係別訓練において、防災要員による緊急時情報共有システム運用訓練を事前に実施した。
- ・ 総合訓練では問題なく運用されたことを確認した。

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練において、以下のような改善点が挙げられたが、これらを踏まえ、熊取事業所の中期訓練計画を見直していくとともに、更なる緊急時対応能力向上のため、訓練方法をシナリオ非提示型に向けて取り組んでいく。

(1) 緊急対策本部と緊急対策本部以外との情報共有方法の検討

- ・ 緊急対策本部と緊急対策本部以外（現地指揮本部及び熊取原子力規制事務所等）で活動する防災要員に必要な情報について、衛星電話、衛星ファクシミリ、デジタル無線機等の通信機器及びネットワークシステムを有効利用した情報共有方法を検討する。

(2) 情報共有内容の拡充

- ・ 白板及び緊急時情報共有システム等へ記入する情報の項目について、発生事象、気象データ及び放射線データ等、共有すべき重要な情報の抜けがないように、記入作業の徹底を図る。
- ・ 緊急対策本部員による異常事象の進展に応じた情報共有会議の実施を検討する。

(3) 緊急時対応に係る基本行動の徹底

- ・ 緊急事態において錯綜する情報伝達及び情報共有を確実にするため、緊急放送、報告・連絡事項の復唱等、基本行動の更なる徹底を図る。

(4) 防災組織に必要な装備、備品等の整備、拡充

- ・ 報告元及び報告内容をより確実にするため、防災組織の係別毎に識別（色分け）された様式、また、報告に際しての重要度及び優先度が認識され易い様式等、専用報告用紙の整備・拡充を検討する。

以上